平成２２年（フ）第２６号
新潟県新潟市中央区田中町5178番地、住民票上の住所新潟県新潟市西区坂井563番地17
債務者　平松　和子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前11時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０号
新潟市南区大通黄金５丁目６番地36
債務者　田沢　敏彦
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０４号
埼玉県戸田市笹目１丁目30番地の27
債務者　井上　好巳
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟714号
債務者　都村　誠二
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田眞佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
京都市左京区修学院西沼沢町１番地の２
債務者　大槻　泰子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　治一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５７号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目43番50号　スカーラヒルズ仙台テラスW2110
債務者　伊藤　覚美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49－１　広瀬の杜６－207、住民票上の住所仙台市太白区柳生５丁目２番地の11　グレイスハイツ柳生302
債務者　小田島昭彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
三重県鈴鹿市三日市２丁目29番２号
債務者　山口　奈美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７８号
京都市下京区西七条南月読町２番地２
債務者　橋尾　泰信
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　一喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
京都府城陽市平川大将軍80番地の59
債務者　大杉　　覚
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３４号
広島市西区中広町３丁目１番51―205号
債務者　黒田　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３８号
群馬県高崎市金古町250番地３
債務者　成戸　照幸
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３０号
埼玉県川口市大字峯1228番地の10
債務者　吉成小夜歌（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
埼玉県川口市芝富士１丁目18番２号
債務者　瀬渕　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
滋賀県長浜市酢202番地12
債務者　秋元　正人
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第６号
滋賀県長浜市桜町235番地16
債務者　秋元ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係